

白岡市指定排水設備工事店の 更新申請事務に係る御案内

令和8年8月

白岡市上下水道部上下水道課

1 更新の申請について

(1) 指定の申請（受付期間等）

受付期間 ⇒ 令和8年8月24日（月）から令和8年9月25日（金）

受付時間 ⇒ 午前8：30 ～ 午後5：15（土日、祝日、年末年始を除く。）

(2) 指定の基準（白岡市下水道条例第10条）

- ① 埼玉県内に営業所があること。
- ② 営業所ごとに、責任技術者を選任していること。ただし、埼玉県内の他の営業所について兼任することを妨げない。
- ③ 排水設備等の新設等の工事の施工に必要な機械器具を有していること。

- ① 排水設備工事に使用する測量用の機械器具（例：水平器、スタッフ）
 - ② 排水設備工事に使用する土木用の機械器具（例：バックホウ、スコップ）
 - ③ 排水設備工事に使用する保安用の機械器具（例：バリケード、カラーコーン）
 - ④ その他排水設備工事に使用する配管用の機械器具（例：塩ビのこ）

※上記機械器具のうち、借用できるものは、借用をもって有するものとみなす。

- ④ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 条例第13条の規定により指定工事店としての指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ウ 条例第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(3) 指定を受けるための手続（白岡市指定排水設備工事店規程第3条）

【申請に必要なもの】

- ① 申請書類 1部
白岡市指定排水設備工事店（新規・更新）指定申請書（規程様式第1号）
- ② 添付書類 各1部
 - ア （個人）発行日から3か月以内の住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し
※ 住民票の写しは、マイナンバーの記載されていないものを提出してください。
 - イ （法人）定款又は寄附行為の写し及び発行日から3か月以内の登記事項証明書
 - ウ 発行日から3か月以内の身分証明書又は誓約書（規程様式第2号）
※ 身分証明書は、本籍地である区市町村の市民課等で発行してもらえます。
 - エ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（規程様式第3号）

オ 選任責任技術者名簿（新規・解除）（規程様式第 4 号）、責任技術者証の写し及び他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を証する書類

カ 責任技術者との雇用関係を確認できる書類

（例：健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し等）

※ 責任技術者名と会社名が同時に確認できる書類を御用意ください。

キ 機械器具調書（規程様式第 5 号）並びに機械器具及びその数量を有することが確認できる写真

※ 1－(2)－③を参照の上、作成してください。

ク 納税証明書（前事業年度のもの）

※ 個人の場合は市町村民税、法人の場合は法人市町村民税

申請書類に必要事項を記入の上、添付書類を添えて申請をしてください。

申請書類は、市公式ホームページからダウンロードできますので、御参照ください。

(4) 申請書の記入に係る諸注意

《白岡市指定排水設備工事店（新規・更新）指定申請書（規程様式第 1 号）》

① 日付は、申請書を提出する日を記入してください。

② 「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

ア 「住所又は所在地」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所（所在地）を記入します。

イ 「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。

ウ 「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の役職及び氏名を記入します。

【個人の場合】

ア 「住所又は所在地」の欄には、住民票の住所を記入します。

イ 「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名を記入します。

ウ 「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。

③ 営業所所在地は、埼玉県内の営業所のものを記入してください。

《選任責任技術者名簿（新規・解除）（規程様式第 4 号）》

① 指定（登録）番号は、既存の工事店証に記載されている指定番号を記入してください。

② 登録番号は、各市町村組合で発行している排水設備工事責任技術者証に記載されているものを記入してください。

《機械器具調書（規程様式第 5 号）》

機械器具調書（規程様式第 5 号）を作成の上、機械器具及びその数量が確認できる写真を添付してください。

2 更新の申請書等の記載例

様式第1号（第3条関係）

白岡市指定排水設備工事店（新規・更新）指定申請書

提出する日を記入してください。 年 月 日

（宛先）白岡市長

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

更新にチェックしてください。

白岡市指定排水設備工事店の指定を受けたいので、白岡市指定排水設備工事店規程第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

申請区分	☐ 新規 ☒ 更新
フリガナ	
商号又は名称	
フリガナ	埼玉県内の営業所の所在地を記入してください。
代表者氏名	
営業所所在地	電話番号
添付書類	1 個人にあつては、発行日から3月以内の住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し 2 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び発行日から3月以内の登記事項証明書 3 白岡市下水道条例第10条第4号アからオまで（法人にあつては、イ、エ及びカ）のいずれかに該当しない者であることを証する書類又は様式第2号の誓約書 4 様式第3号の営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 5 様式第4号の選任責任技術者名簿（新規・解除）及び責任技術者証の写し並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を証する書類 6 様式第5号の機械器具調書 7 納税証明書（個人の場合は市区町村民税、法人の場合は法人市区町村民税）
備考	

誓 約 書

白岡市指定排水設備工事店指定申請者（及びその役員）は、白岡市下水道条例第10条第4号アからオまで（法人の場合は、イ、エ及びカ）のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

提出する日を記入してください。

年 月 日

住所又は所在地

申請者

氏名又は名称

代表者氏名

（宛先）白岡市長

※白岡市下水道条例第10条第4号

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第13条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ウ 第18条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

オ 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

様式第 3 号（第 3 条関係）

営業所の平面図及び写真並びに付近見取図	
平 面 図	面 積 m^2
付近見取図	
線	駅下車 バス・徒歩 分

欄内に記入が困難な場合は、「別添のとおり」と記入し、別に地図等を添付してください。

- （注） 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるものを数枚添付すること。
- 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入すること。

提出する日を記入してください。		年	月	日
選任責任技術者名簿（新規・解除）				
（宛先）白岡市長				
既存の工事店証に記載されている 指定番号を記入してください。				
指定（登録）番号 第 号				
営業所所在地				
商号又は名称				
代表者氏名				
電話番号				
フリガナ 選任者氏名	住 所	登録番号	摘 要	
		第 号		
		第 号		
		第 号		
		第 号		
		第 号		
		第 号		
		第 号		

【添付書類】

- 責任技術者証の写し
- 他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を証する書類
- 雇用関係を証する次のいずれかの書類
 - ☐ 組合健康保険被保険者証、全国健康保険協会健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険を除く。）の写し
 - ☐ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
 - ☐ 賃金台帳の写し
 - ☐ 源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

添付書類 3 については、責任技術者名と会社名が同時に確認できる書類を御用意ください。

提出する日を記入してください。

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
測 量 用 の 機 械 器 具 土	種別ごとに分けて所有する器具を 記入してください。			
木 用 の 機 械 器 具				
保 安 用 の 機 械 器 具				
配 管 用 の 機 械 器 具				

（注）種別の欄には、「測量用の機械器具」、「土木用の機械器具」、「保安用の機械器具」、「配管用の機械器具」の別に記入すること。

【添付書類】

この調書に記入した機械器具及びその数量を有することが確認できる写真